

## 東日本大震災・大津波 山田町犠牲者九周年追悼式

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本町でも尊い命が数多く奪われ、また多くの家屋が流出、焼失するなど、極めて甚大な被害を受けました。震災から9年を迎えるに当たり、震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、

復興への誓いを新たにするため、次のとおり、追悼式を執り行います。

なお、式へはご遺族をはじめ、どなたでも参列できます。

▽期日 3月11日(水)  
▽時間 午後2時半から(開場は午後1時)  
※式典終了後も、午後6時まで献花することができます。

▽場所 町中央公民館大ホール

▽注意事項

- ・追悼式は、無宗教・献花方式で行います。
- ・参列に当たっては、ご供花やご供物、ご香典などは、辞退申し上げます。

・会場周辺の駐車場には、限りがありますので、なるべく乗り合わせの上、ご来場ください。ますようご協力をお願いします。

◆問い合わせ 町総務課

(☎82-3111) 内線418へどうぞ。



犠牲者をしのび復興への誓いを

## 4月から低所得世帯を対象に開始 町営住宅の家賃を減免

町では、4月から町営住宅家賃の減免制度を開始します。町営住宅の入居者には、減免制度の詳細な説明書面および減免申請書を送付します。減免を受けるには申請が必要ですので、希望する人は期限までに申請をしてください。

▷対象世帯 町営住宅に入居している世帯のうち、非課税

収入なども含めた世帯月収が6万9千円以下の世帯

※詳細については送付される説明書面をご確認ください。

※生活保護法による住宅扶助の受給世帯は対象外です。

▷減免率 収入により通常家賃から1～9割を減免

※最低家賃は2千円です。

※災害公営住宅入居者のうち、東日本大震災被災者向けの家賃減免制度による家賃が適用されている世帯は、この減免制度による家賃と比較し、低い方の家賃を選択することができます。

▷申請方法

- ・送付された減免申請書に必要事項を記入の上、所定の添付書類を添えて、お持ちください。



減免を受けるには申請が必要です

- ・審査後、承認を受けた世帯の家賃を減免します。
- ▷申請先 町建築住宅課または山田町町営住宅管理センター

▷初回申請期限 3月3日

▷減免期間 初回申請期限までに申請した世帯は、令和2年4月～令和3年3月の家賃を減免

※初回申請期限以降に申請した場合は、5月以降の家賃からの減免となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ 町建築住宅課建築住宅係(☎82-3111内線342、343)へどうぞ。

※県営災害公営住宅(豊間根、大沢、北浜、織笠)にお住まいの方を対象とした家賃減免制度については、岩手県宮古土木センター管理課(☎64-2221)にお問い合わせください。